

別表第1（第2条、第5条、第6条、第12条関係）

購入及び更新基準

番号	補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
(1)	軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600	①補聴器本体（電池を含む。）	原則として5年
(2)	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900	②イヤーマールド	
(3)	高度難聴用ポケット型	50,600	(注) イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	
(4)	高度難聴用耳かけ型	52,900		
(5)	重度難聴用ポケット型	64,800		
(6)	重度難聴用耳かけ型	76,300		
(7)	耳あな型(レディメイド)	96,000		
(8)	耳あな型(オーダーメイド)	137,000	補聴器本体（電池を含む。）	
(9)	骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
(10)	骨導式眼鏡型	127,200	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
(11)	補聴補助システム（電波方式は限定しない。（FM型・デジタル型とも補助対象とする））		受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ※ワイヤレスマイクは1台のみ	
(12)	更生相談所の助言に基づき村長が必要と認める特例補装具	更生相談所の助言に基づき村長が必要と認める特例補装具	更生相談所の助言に基づき村長が必要と認めるもの	